

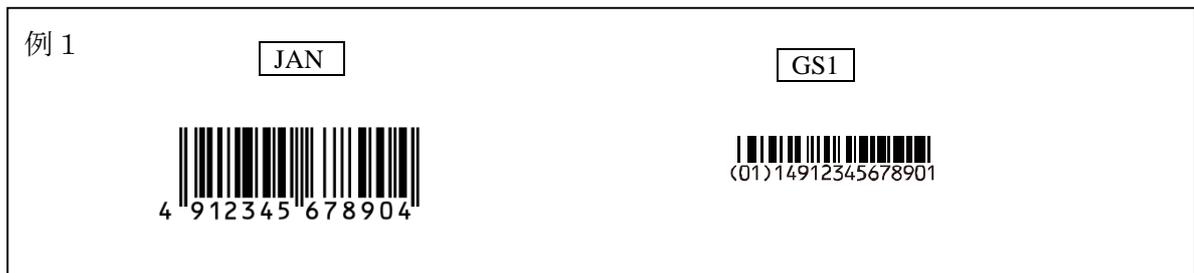
各 〔 都道府県 〕
〔 政令市 〕 衛生主管部（局）長 殿
〔 特別区 〕

医政経発 0710 第 5 号
薬食安発 0710 第 7 号
平成 26 年 7 月 10 日

医療用医薬品への新バーコード表示に伴う JAN/ITF コード表示の終了について
（周知徹底及び注意喚起依頼）

医療用医薬品のバーコード表示については、平成 24 年 6 月 29 日付け医政経発 0629 第 2 号・薬食安発 0629 第 2 号厚生労働省医政局経済課長・医薬食品局安全対策課長連名通知「医療用医薬品へのバーコード表示の実施要項」の一部改正について」及び平成 25 年 6 月 24 日付け医政経発 0624 第 4 号・薬食安発 0624 第 2 号厚生労働省医政局経済課長・医薬食品局安全対策課長連名通知「医療用医薬品への新バーコード表示に伴う JAN/ITF コード表示の終了について（周知徹底及び注意喚起依頼）」により示したとおり、平成 27 年 7 月（特段の事情のあるものは 28 年 7 月）以降製造販売業者から出荷される医療用医薬品については、すべての製品の調剤及び販売包装単位、特定生物由来製品及び生物由来製品の元梱包装単位*¹に新バーコード*²による表示が行われることとなり、併せて、現在、販売包装単位に新バーコードとともに任意で併記されているいわゆる JAN コード*²及び元梱包装単位に任意で併記されているいわゆる ITF コード*²が表示されなくなります。

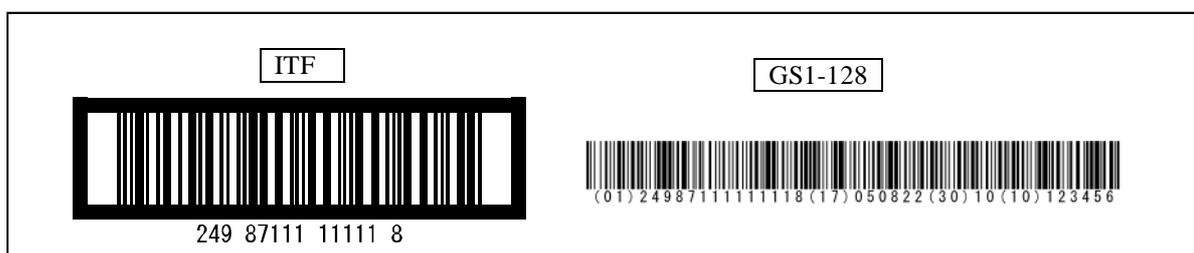
1. 販売包装単位（左側：JANコード、右側：新バーコード。JANコードの表示が終了）



注：図中 GS1 との記載は GS1 データバーを意味する。

なお、上段の表示例は GS1 データバー限定型、下段の表示例は GS1 データバー限定型合成シンボル CC-A である。

2. 元梱包装単位（左側：ITFコード、右側：新バーコード。ITFコードの表示が終了）



注：図中 GS1-128 との記載はコード 128 を意味する。